

長寿医療制度(後期高齢者医療制度) 保険料について



7月中旬に送付を予定している保険料額決定通知書兼納入通知書(普通徴収)は、特別徴収(年金からの天引き)以外の方で、本年4月30日までに資格を取得した被保険者の方が送付の対象となります。

☎ 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 (☎029-309-1213)
市国保年金課 (☎826-1111 内線2316、2406)

□長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料を収める方法は、次の2通りです

普通徴収 ◎納付書による納付 (7月中旬に保険料額決定通知書兼納入通知書を送付します)	特別徴収 ◎原則として年金からの天引き (平成20年4月から実施)
・受給している年金額が年額18万円未満の方 ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、*年金支給額の2分の1を超える方 ・年金の給付が差止、支払保留、担保設定などに該当する方 ・年度の途中で転居された方 ・介護保険住所地特例に該当するなど、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の資格がある住所地と介護保険の資格がある住所地が異なる方 ・平成19年10月以降に75歳に到達された方(平成20年10月より特別徴収になる場合もあります)	・受給している年金額が年額18万円以上の方で、普通徴収の条件のいずれにも該当しない方

※年金支給額とは…お受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている支給年金の支給額です。
例) 老齢基礎年金 79万2100円

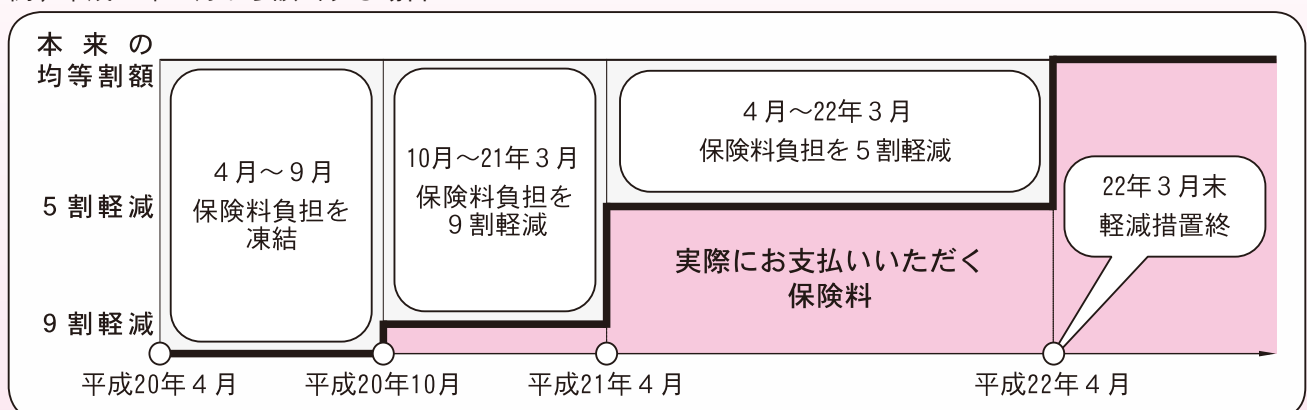
□^{*}被用者保険の被扶養者であった方の保険料について

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入する直前に被用者保険の被扶養者であった方は、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者の資格を得た日の属する月から2年間は、保険料の所得割の負担がなく、均等割のみ賦課され保険料額が5割軽減されます。

また、平成20年4月～9月までは保険料が凍結となり、10月～平成21年3月までは、保険料額を9割軽減する特別措置があります。

※被用者保険とは…政府管掌・健康保険組合・船員保険・共済組合などの健康保険

例) 平成20年4月から該当する場合



現在、茨城県後期高齢者医療広域連合では、保険料の軽減対象になる方の照会を行っています。保険料の軽減対象になる方であっても、軽減されないまま保険料額のお知らせが被保険者の方に届くことがあります。被用者保険の被扶養者の確認が出来次第、市から還付手続についてお知らせしますので、ご了承ください。

